

平成18年11月

臨時議会

平成18年11月定例議会が11月20日に開かれ、工事請負契約の締結、財産の取得などの議案について審議・承認されました。
可決・承認された案件などの概要をお知らせします。

工事請負契約の締結

契約の目的 鏡野町移動通信用鉄塔施設整備事業
工事場所 鏡野町寺和田以北地内
契約金額 6699万円
契約の相手方 岡山市今67・5 日本コムシス株式会社岡山営業所 営業所長 信宮 勝正
契約の目的 公共下水道汚水管渠布設工事 6工区
工事場所 鏡野町古川・吉原地内
契約金額 5958万7500円

地局機器一式
 取得金額 5923万8900円

取得の目的 移動通信用無線設備購入
契約の相手方 広島県広島市中区大手町四丁目1番8号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 代表取締役 中山 治英

工事請負変更契約の締結

契約の目的 本村配水管布設工事(1工区)
工事場所 鏡野町上齋原地区
既契約年月日 平成18年6月23日
契約金額
 変更前 5785万5000円
 変更後 6216万円
契約の相手方 鏡野町円宗寺1333・7 和光建設工業株式会社 代表取締役 長石 久士

財産の取得

財産の種類 備品(無線設備)
数量 アンテナ6基及び基

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、許可申請・届出・協議が必要です

- ①鏡野町の条例に基づく届出…1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為(上齋原地区については500㎡以上及び戸数要件があります)…町開発調整審議会の案件となります。
- ②都市計画法に基づく許可申請(県知事許可)…都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為(都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります)
- ③県土保全条例に基づく許可申請(県知事許可)…都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為
 ※県知事許可が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

2月開発審議会の届出の締め切り…平成19年1月22日

お問い合わせ：鏡野町役場 企画課 ☎0868-54-2982

土地取引には届出が必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買、交換、地上権設定など)する場合、土地を取得した方(売買の場合は買主)は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届出をすることとなっています。届出をしなかったり、偽りの届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です。

都市計画区域内…………… 5,000㎡以上
 都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役場または所轄の県民局までお問い合わせください。